

令和2年2月14日

子ども家庭総合支援拠点を設置しました

子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、社会福祉士や臨床心理士等の有資格者が、相談や家庭訪問等による継続的な在宅支援の役割を担っています。

支援拠点の設置は、平成28年児童福祉法改正で法定化され、2022年度までに全市区町村に設置が義務付けられました。子どもの権利擁護と子どもの養育に困難を抱える親や家庭の相談支援体制を強化するため、下記により設置します。

記

- 1 設置月日 : 令和2年2月14日（金）
- 2 設置場所 : こども政策課内（福島市保健福祉センター2階）
- 3 内 容
 - (1) 支援拠点の主な業務
 - ① 虐待の予防・対応
 - ア) 虐待の通告窓口と初期対応
 - イ) 虐待発生防止のための寄り添い型、継続的な支援
 - ② 要保護児童対策地域協議会の活用と多機関との連携、チーム支援
児童相談所と保育所、学校、医療機関、警察等の関係機関と連携を密に、虐待の恐れがある子どもや家庭の情報を共有し、チームで支援する。
 - ③ 子育て世代包括支援センターとの一体的な連携
妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を担う子育て世代包括支援センター（子育て相談センター・えがお）との連携を密にし、子どもとその家庭および特定妊婦への相談支援を強化する。
 - ④ 女性相談（配偶者間暴力や生活困窮など）への対応、支援
 - ⑤ 他自治体との連携
虐待リスクの情報や必要な支援が途切れないように、的確に他自治体へのケース移管を実施する。
 - (2) 「支援拠点」の整備
 - ① 専門職の配置：社会福祉士1名、臨床心理士1名、保健師1名、児童福祉司6名
 - ② 相談室の設置：プライバシーを守り安心して相談できる環境整備
 - ③ 児童相談システムの導入：ケースの概要や支援過程を児童記録票に記録し、虐待のリスク判断や支援計画策定、支援の経緯をデータで管理する。
- 4 その他
 - 児童相談所との役割分担
 - ・児童相談所は、措置権による一時保護等を実施する。
 - 支援拠点は、地域で長期的、継続的に支援する「面的支援」を担う。

担当：こども政策課 こども家庭係
課長 菅野康祐 係長 八代千賀子
電話024-525-3780（直通）